

令和7年度フォスタリング機関支援事業 (北勢児童相談所管内)に係る業務委託仕様書

1 業務名

フォスタリング機関支援事業（以下「事業」という。）に係る業務

2 業務の目的

平成28年の児童福祉法改正、平成29年8月に策定された「新しい社会的養育ビジョン」により、子どもの権利保障及び子どもにとっての最善の利益の実現が求められている。令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」では、里親等（里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）をいう。）委託のさらなる推進及び質の高い里親養育の実現のため、令和11年度までに、地域ごと（県内4～6か所）に里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）を実施するフォスタリング機関^{*1}を整備し、地域の実情に応じた支援体制を構築することとしている。

そこで、本事業では、地域を限定して^{*2}民間フォスタリング機関にフォスタリング業務を委託するとともに、民間フォスタリング機関を支援することにより、フォスタリング事業の実施体制を整備することを目的とする。

^{*1} フォスタリング機関は、里親リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親等のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援（フォスタリング業務）を行う。

^{*2} 本事業の実施地域は、受託者が北勢児童相談所管内で実施すること。以下、「事業実施地域」という。

3 業務の明細

受託者は、事業実施地域で、これまで積み重ねてきた支援体制や地域の資源を存分に活かしながら、児童相談所、乳児院・児童養護施設、里親支援専門相談員、児童家庭支援センター、里親会、NPO法人、市町等の関係機関等と密に連携・協働して包括的に以下の業務を実施する。さらに、受託者が中心になって上記の関係機関等との連絡・調整を行うことで、地域の支援体制を構築し、全体の調整機能を果たす。

なお、厚生労働省子ども家庭局長発出の通知『「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について』（子発0706第2号、平成30年7月6日付）の別添「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を十分にふまえたうえで、業務を進めること。

また、全体を通して非接触型の取組やオンラインの活用等効果的な企画提案を期待する。

（1）里親制度・特別養子縁組制度の普及啓発、里親リクルート及びアセスメント

①「里親説明会」の開催

里親制度等に関する地域の理解を促進し、里親登録数を増加させるため、事業実施地域で地域の方々を対象に、里親の体験発表を中心とする「里親説明会」を開催する。

できるだけ対象地域の里親に協力を依頼し、体験発表を中心に行うことでの、地域の方々に「里親」をより身近に感じ、里親家庭の様子を知っていただく場を提供する。

開催地域の現状や課題を把握し、それぞれの地域の特性に合わせた啓発となることを期待する。

【開催回数】計5回以上

【内容】里親の体験発表及び制度説明、質疑応答、個別相談を中心とする。

里親と参加者が気軽に話せる時間を設けてもよい。

【連携する関係機関等】開催市町、地域の民生委員・児童委員及び自治会、里親会、地域の里親、里親支援専門相談員、NPO法人等

②「里親出前講座」の開催

里親制度等に関する地域の理解を促進するため、事業実施地域内で、さまざまな団体の会議や研修、地域の会合等へ出向き、制度説明を行う「里親出前講座」を実施する。市町や保育所・幼稚園、学校、医療機関等の関係機関をはじめ、民間企業やNPO法人等、幅広い層への広報・啓発に努めること。

【連携する関係機関等】市町等

③啓発グッズの作成及び配布

里親制度等の啓発を効果的に行うために、啓発グッズを作成・配布すること。

なお、啓発グッズの種類は問わないが、子どもの安全性に配慮して作成すること。
(これまでの作成例：着ぐるみ、のぼり旗、テーブルクロス、ティッシュ、ボールペン、クリアファイル、ふせん、エコバッグ、絆創膏、マグネットステッカー、飴、レジ袋、マスク、マスクケース等)

作成にあたっては、内容を委託者と事前協議し、承認を得たうえで進めること。

④その他普及啓発活動

上記①～③と連動して、里親制度等の啓発、里親の新規開拓を行うための普及啓発活動を事業者が効果的と思われる方法（例：パネル展示、イベントでのブース出展、SNSによる集中的な広報等）で企画提案し、実施する。内容は、世代や職業等を問わず、より多くの方々に「里親」を知っていただっくりつかけとなるものとし、柔軟で多角的な視点をもった、民間ならではの斬新な企画提案を期待する。なお、提案は実行可能なものとし、事業実施に際し、どのような広報媒体（例：SNS等）や資源を活用するか等、委託者と情報共有及び協議する余地がある内容とすること。

⑤里親のリクルート

事業実施地域内の里親登録希望者からの問い合わせに応じるとともに、児童相談所職員及び里親支援専門相談員と連携し、インテーク面談を実施する。その際、里親制度等の趣旨、里親委託を必要とする子どもの状況や里親の役割について、詳しく説明して理解を得るように努めること。

【連携する関係機関等】児童相談所、里親支援専門相談員、市町等

⑥里親のアセスメント

インテーク面談を実施した里親登録希望者に対し、家庭訪問等により、里親登録希望者のアセスメントを行う。その際、里親になろうとする動機や要保護児童についての理解、養育方針、家庭状況等を把握し、里親としての適性について丁寧に確認すること。

また、受託者が実施する登録前研修を受講した里親登録希望者については、児童相談所職員及び里親支援専門相談員の協力を得たうえで、家庭訪問調査を実施し、家庭訪問調査票の作成補助を行う。

【連携する関係機関等】児童相談所、里親支援専門相談員等

(2) 里親への研修・トレーニング

①里親登録前研修（座学・施設実習）

里親として必要な基礎的知識や養育技術の習得を行い、その資質の向上を図るため、事業実施地域の里親登録希望者を対象に、事業実施地域の研修施設及び乳児院・児童養護施設で、里親登録のために必要な「里親登録前研修（座学・施設実習）」を実施する。里親登録前研修では、座学研修の基礎研修、登録前Ⅰ研修、登録前Ⅱ（養育）研修、登録前Ⅱ（養子縁組）研修および施設実習を実施する。なお、施設実習は、座学研修修了後、別途定める要領により、事業実施地域の乳児院・児童養護施設の協力を得て実施すること。

【開催回数】受講希望者の状況を考慮し、年間2クール以上の開催を目指す。

なお、1クールにつき、座学研修の基礎研修は1日以上、登録前Ⅰ研修・登録前Ⅱ（養育）研修・登録前Ⅱ（養子縁組）研修は各1日（計3日）の計4日以上、施設実習は、受講者1人につき、2日間行う。

【内容】委託者と事前協議をしたうえで、「児童福祉法施行規則第1条の34の厚生労働大臣が定める基準」（厚生労働省告示第225号、平成21年3月31日付）に掲げる、以下のすべての科目について実施すること。講師が指定されている講義以外は、受託者が講師を行う、または外部講師へ依頼することも可能とする。

- ・児童福祉論（講義） 講師：児童相談所職員等
- ・養護原理（講義） 講師：乳児院・児童養護施設職員等
- ・里親養育論（講義）

- ・発達心理学（講義） 講師：心理療法担当職員、児童心理司等
- ・小児医学（講義） 講師：医師、保健師、看護師等
- ・里親養育援助技術（講義）
- ・里親養育演習（講義・演習）
- ・養育実習（実習） 講師：乳児院・児童養護施設職員

【連携する関係機関等】児童相談所、乳児院・児童養護施設、里親支援専門相談員、里親会等

②里親スキルアップ研修

民間ならではの実績やノウハウを活かして、登録中の全里親を対象に、養育力の向上及び社会的養育の理解を深めるため、事業実施地域を中心に、県内各地（児童相談所単位）で「里親スキルアップ研修」を開催する。契約締結時に本県が里親として認定しているすべての者（参考：令和6年3月31日時点での388世帯）及び令和7年度新たに里親として認定する者（以下「新規登録里親」という。）を対象とするが、里親の研修受講は任意とし、会場等の都合により参加定員を設定できるものとする。

【開催回数】計2回以上（1回あたり2時間以上）

- 【内容】**
- ・上記の目的に沿った、里親の養育力の向上及び社会的養育の理解に資する内容とすること。
(例：フォースタリングチェンジ・プログラムや子どもの権利擁護、性教育、ライフストーリーワーク、未委託里親を対象とした内容等)
 - ・里親同士の交流等により、里親自身の養育内容を振り返ることができる時間を取り入れること。

【連携する関係機関等】児童家庭支援センター、里親会等

③個別の支援計画の作成、研修の実施

新規登録里親及び支援を希望する里親に対して、それぞれの家庭状況やニーズ・課題を把握したうえで、個別の支援計画を作成し、里親にとって効果的な研修を個別に提案・実施する。研修では、真実告知等、実際に子どもを養育するなかで里親が直面することや、具体的な養育技術、子どもへの対応方法等を内容として取り上げることで、里親の育成、養育力の向上を図る。

【連携する関係機関等】児童相談所、里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等

④未委託里親等に対するトレーニング事業

養育里親、専門里親、養子縁組里親であって、トレーニングを受けることを希望する者のうち、都道府県知事が適当と認めた里親に対し、次のア及びイを行うものとする。

- ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、施設及び既に子どもが委託されている里親宅等におけるOJT研修を行うこと。

イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、研修を終了した里親のリストを作成すること。

【連携する関係機関等】乳児院・児童養護施設、里親支援専門相談員、里親会等

(3) 里親委託推進等事業

①里親・ファミリーホームとのマッチング

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、児童相談所や里親支援専門相談員と密に連携・情報共有しながら、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補里親・ファミリーホームの選定及び委託に向けた調整、里親等との交流等の支援を行う。

なお、委託候補里親の選定にあたっては、可能な限り未委託里親の家庭状況やニーズ・課題等の把握に努め、委託推進を図るものとする。

ア 委託候補里親等の選定にあたっては、平成23年3月30日雇児発0330第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容をふまえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。

イ 子どもと里親等との交流や、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。

ウ 委託前に里親等への支援体制を確立することを目的とした里親委託サポート会議を開催すること。

エ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

【連携する関係機関等】児童相談所、乳児院・児童養護施設、里親支援専門相談員、市町、里親会等

②里親・ファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画作成

里親等へ委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。

ア 自立支援計画は、子ども本人及びその保護者並びに里親等の意向を十分に尊重するとともに、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員及び関係機関の意見や協議などをふまえ作成すること。

イ 自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親等の生活全般についての解決すべき課題、子ども及び里親等に対する支援の目標並びに達成時期、子ども及び里親等に対する支援の内容並びにその他都道府県知事が必要と認める事項について規定すること。

ウ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行

うなど、定期的に計画の見直しを行うこと。

【連携する関係機関等】児童相談所、乳児院・児童養護施設、里親支援専門相談員

(4) 里親訪問等支援

児童相談所や里親支援専門相談員と密に連携・情報共有しながら、隨時、事業実施地域内の里親・ファミリーホームを対象に、家庭訪問や電話相談等、切れ目のない支援を行う。

里親等支援については、受託者だけでなく、児童相談所や里親支援専門相談員、市町等の関係機関等と協力・連携して「支援のコーディネート」(例：児童相談所や里親支援専門相談員、市町へのつなぎ、地域の社会資源の紹介、手続き等に関する支援等)を行うよう意識すること。支援の実施時期や対象とする里親等の人数は問わないが、将来的には、受託者が中心となって相談機能を担うことができるよう、里親等が相談しやすい環境や信頼関係を構築することを期待する。

①里親家庭・ファミリーホームへの訪問支援、電話相談

現に子どもを養育している里親からの相談に応じるとともに、定期的に里親家庭等を訪問し、養育状況の把握や、里親等への子どもの養育に関する適切な指導や助言を行う。さらに、子どもの養育に関して関係機関との連携が必要な場合はその調整を行う。なお、里親等の支援において急を要する場合は、必ず措置児童相談所に情報共有を行うこと。

また、新規登録里親や未委託里親に対しても、定期的な電話連絡や家庭訪問等により里親からの相談に応じるとともに、家庭状況の把握に努め、子どもの委託の可能性を探ること。

【連携する関係機関等】児童相談所、里親支援専門相談員、市町等

②レスパイト・ケアの調整

里親等が円滑にレスパイト・ケアを利用できるよう、受け入れ先となる里親等や児童養護施設等の里親支援専門相談員、措置児童相談所との間で調整を行う。

【連携する関係機関等】児童相談所、里親支援専門相談員

③里親の相互交流

里親が集い、定期的に相互交流を行うことで、情報交換や養育技術の向上等を図る。

里親会と連携・調整して、里親会が実施する里親サロンやつどいに積極的に参加し、里親子との交流を深めるとともに、里親会の里親サロンとは異なる企画を工夫して実施する等、里親の相互交流の機会を作ること。

【開催回数】計3回以上

【内 容】里親会の里親サロンとは異なる企画（例：子どもの年齢ごとの里親子の交流、里親家庭の子どもだけの居場所づくり、里母のみ・里父のみの交

流会、未委託里親交流会等)を実施する。

【連携する関係機関等】里親会、里親支援専門相談員、児童相談所

④親子の再統合に向けた面会・交流等への支援

里親・ファミリーホームへ委託された子どもと実親(保護者)の面会・交流等において、会場提供や助言等、子どもと実親(保護者)に対し、随時、親子関係の再構築等のための支援を行う。子どもが家庭復帰を予定している場合、関係機関等と連携しながら、実親(保護者)との面会や宿泊、一時的帰宅等、段階的に支援する。

【連携する関係機関等】児童相談所、里親支援専門相談員、児童家庭支援センター、市町等

⑤委託解除後の支援

委託解除が里親に一定の喪失感を生み出すことをふまえ、委託解除後も里親との面談、家庭訪問等により里親へのフォローを行う。里親とともに養育について丁寧に振り返り、養育の成果を伝えること等によって喪失感からの回復を促し、里親としてのスキルアップや新たな委託へのモチベーションにつながるよう支援する。

また、児童相談所を介して養子縁組が成立した後の里親に対しては、縁組成立後も定期的な訪問を行うなど関係性の維持を図るとともに、その求めに応じて必要な情報を提供し、児童の年齢や発達段階に応じた悩みに対する助言やその他の援助を行うよう努めること。

【連携する関係機関等】児童相談所、里親支援専門相談員

(5) その他留意事項

【(1)(2) 共通事項】

- ・受託者は、委託者と事前協議・情報共有を行いながら、会場の選定・確保、内容の検討、参加者への案内や広報、当日の会場設営・司会進行、参加者へのアンケートの実施・結果の集約、会場使用料・体験発表者及び講師への報償費・旅費の支払い等、開催に係る一連の業務を行うこととする。なお、受託者は、活動内容を定期的に委託者に報告するものとする。
- ・参加者の参加に係る費用は無料とすること。なお、研修は事前申込制とするが、受講者が急遽参加することになった場合はできる限り参加を認めること。
- ・開催にあたっては、ポスターやチラシ、ホームページ等で十分な周知を行い、集客及び参加者募集に努めること。
- ・参加者アンケートを実施のうえ、終了後に集約すること。アンケートの内容については、委託者と事前協議を行うこと。
- ・体験発表者及び講師、参加者のうち託児希望者がいる場合は、託児を実施すること。ただし、託児費用は無料とする。
- ・普及啓発や研修等の会場では、三重県が作成したリーフレット等の配布も可能とするが、リーフレット等の印刷費は受託者が負担するものとする。

【全体（1）～（4）の共通事項】

- ・開催時期について、（1）は里親月間（10月）をピークに各月バランス良く、（2）は、委託者が実施する行事や研修、受講者の状況等を考慮して、適切な時期に実施する。なお、平日及び土日祝日のいずれの開催も可能とする。
- ・本業務及び委託者との打合せに係る交通手段の確保及び交通費については、受託者が負担するものとする。

4 実施体制

事業の実施にあたっては、里親リクルーター（里親制度等の普及啓発活動の企画及び実施、里親登録希望者に対する里親の役割や意義等の説明、里親等希望者のアセスメント等の主たる担当者）、里親トレーナー（里親登録前研修及び里親スキルアップ研修の実施、個別支援計画作成の主たる担当者）、里親等委託調整員（里親等と乳児院・児童養護施設等の児童福祉施設、関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成の主たる担当者）、里親等相談支援員（里親訪問等支援の主たる担当者）を各1名以上（計4名以上）配置すること。なお、里親トレーナーは、常勤の職員とすること。

配置する里親リクルーター及び里親トレーナー、里親等委託調整員、里親等相談支援員の資格要件は、次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

- ①社会福祉士
- ②精神保健福祉士
- ③児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第13条の第3項各号のいずれかに該当する者
- ④里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区の長を含む。以下同じ。）が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

なお、受託者は、本事業を実施する職員に対して、里親養育、里親支援等の研修に積極的に参加させ、フォスタリング機関職員としての資質及び支援技術の向上に努めること。

5 里親支援機関の指定及び民間フォスタリング機関としての位置付け

本業務委託の契約締結をもって、受託者は、厚生労働省子ども家庭局発出の通知「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（子発0417第3号、平成31年4月17日付）の別添「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」に規定する「里親支援機関（A型）」として、契約締結日の属する年度について指定を受けたものと見なし、かつ、厚生労働省子ども家庭局発出の通知『「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン』について

て』（平成 30 年 7 月 6 日子発 0706 第 2 号）の別添「フォースターリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」で定義される民間フォースターリング機関として位置づける。

6 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までの間

7 成果品

受託者は、以下の成果品を委託者に提出するものとする。

- (1) ①「里親説明会」の実施報告書（説明会の概要、参加者名簿、当日の写真等をまとめたもの）及び集約した参加者アンケートの結果
②作成した啓発グッズ 各 1 個（保存用）
③その他普及啓発活動の実施報告書（実施内容がわかるもの）
④里親リクルート及びアセスメントに係る実施報告書（実施内容がわかるもの）
- (2) 里親登録前研修及び里親スキルアップ研修の実施報告書（研修の概要、参加者名簿、当日の写真等をまとめたもの）及び集約した参加者アンケート等の結果
- (3) ①里親・ファミリーホームとのマッチング実施報告書（実施内容がわかるもの）
②里親・ファミリーホームへ委託された子どもの自立支援計画書
- (4) 里親訪問等支援（レスパイト・ケアの調整や委託解除後の支援を含む）及び里親の相互交流、親子再統合に向けた面会・交流支援に係る実施報告書（実施内容がわかるもの）
- (5) その他委託者と協議のうえ、必要とみなされるもの

8 暴力団等の不当介入の排除等に関する事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 暴力団等による不当介入を受けたことにより業務の履行に支障をきたすおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が前項のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議すること。

9 契約に関する事項

- (1) 契約事項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくはされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合がある。

- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務の一部を再委託する場合について、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方 1 通を保有する。
- (5) 支払方法は履行完了後の支払いとする。

10 特記事項等

- (1) 受託者及び従事者は、個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、この業務目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行う。
- (2) 受託者及び従事者は、業務上知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者及び従事者は、業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。
- (4) 受託者及び従事者は、業務に従事するために委託者から引き渡された個人情報が記載された資料等を、委託者の承諾を得ることなく、複写及び複製してはならない。
- (5) 受託者はこの業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この

業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。

- (6) 委託者は必要があると認めるときは、受託者が業務執行にあたり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者及び従事者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (9) 業務を進めるうえで、受託者の不注意により生じた業務外費用及び第三者に及ぼした損害に要した費用は、受託者の負担とする。
- (10) 本仕様書に記載されている業務については、本県に対して別途費用を請求することはできない。ただし、本県の仕様書変更要求による追加費用については別途協議を行うものとする。
- (11) 本業務の実施においては、「合理的配慮」及び「人権擁護」の観点から、ユニバーサルデザインの使用や情報保障（手話通訳、点字など）の確保等、可能な限りわかりやすい情報提供に心がけること。
- (12) 本業務において、インターネット等を使用して情報発信を行う場合、受託者は、セキュリティに十分留意し、情報漏えい及びシステム障害の防止に常に努めるものとする。万が一、不正アクセスやウイルス等によりシステム障害が発生した場合は、迅速に対応するとともに、委託者への報告・協議を行うこと。